

## K4 施工体制台帳および施工体系図

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

【平成 24 年(2012 年)10 月 25 日付け 24 建政技第 234 号「工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について（通知）により改定】

# 施工体制台帳および施工体系図

## 1 意義

建設工事の施工は、各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、重層的な下請構造が特徴となっています。

したがって建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、直接的な下請負のみならず、すべての現場の施工体制把握と、工事全般にわたる監督指導を行うことが求められており、施工体制台帳や施工体系図の作成、提出などが義務づけられています。

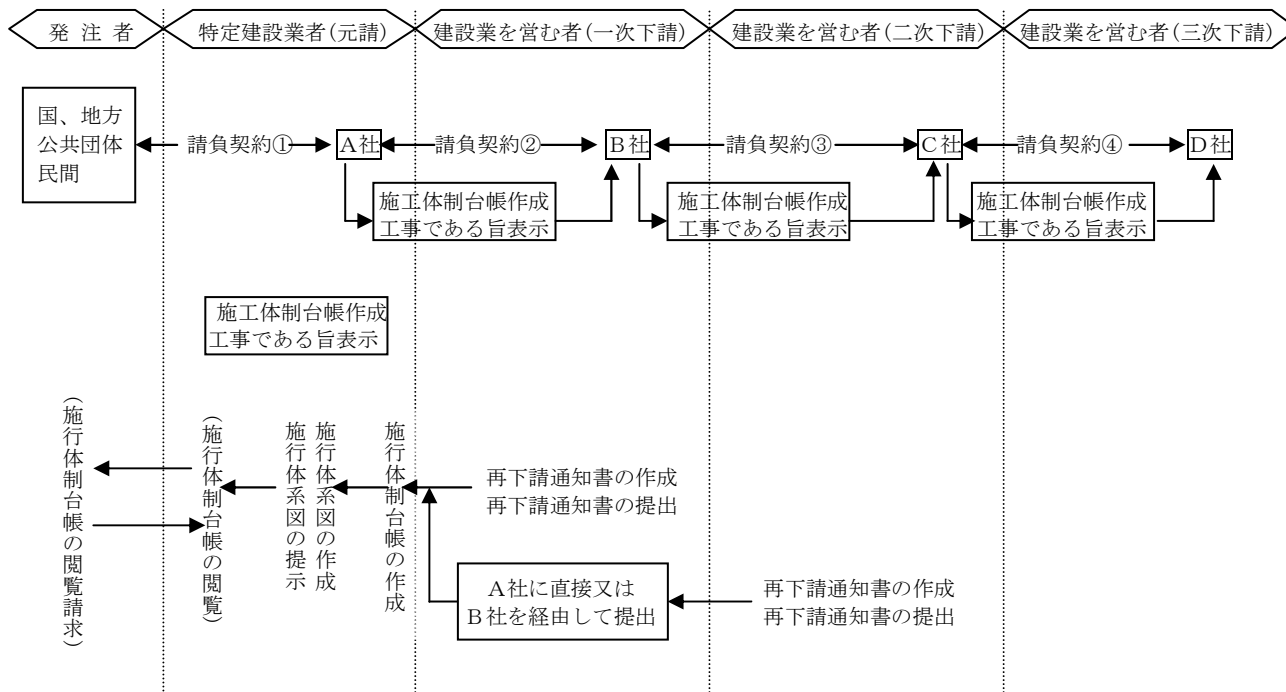
## 2 対象工事と法律の規定

- ① 請負者は、建設業法 24 条の 7 第 1 項の規定により、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金(契約が 2 以上あるときはその合計)が、建築一式工事にあつては 4,500 万円、建築一式工事以外にあつて 3,000 万円以上となる場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置かなくてはならないと規定されています。長野県では、下請負契約の金額が基準に満たない場合でも施工体制台帳等を作成することとしております。
- ② 請負者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という。) 第 13 条第 1 項の規定により、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません。(土木工事共通仕様書にも規定)
- ③ 発注者が、現場の施工技術者の配置や施工体制について、提出された施工体制台帳と合致しているか点検を求めたときには、請負者はこれを拒否できません。(適正化法第 13 条の 2)
- ④ 請負者は、施工体制台帳に基づき、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲げる(適正化法第 13 条第 3 項)とともに発注者へ提出しなくてはなりません。(土木工事共通仕様書)
- ⑤ 請負者は、施工体制台帳の内容を変更した場合は、直ちに再提出し施工体系図も再掲示しなければなりません。
- ⑥ 次の工事も下請契約に含む。(施工体制台帳等に記載する。)
  - ・ 個人での運搬を営む者との契約
  - ・ 個人で産廃の運搬業の許可を有する者
  - ・ 運転手付のリース契約
  - ・ 産業廃棄物の処理

### 3 施工体制台帳等の作成方法

#### 【施工体制台帳の作成の流れ】

図 4-1 施工体制台帳の流れ



施工体制台帳の記載内容及びその添付書類は、次のようなものとなります。

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が発注者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(契約書の写し等)

#### 【施工体制台帳作成建設工事の通知】

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の総額により施工体制台帳を作成しなければならなくなったときは、一次下請負人に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成建設工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げなければなりません。(様式例-1)

#### 【再下請通知書】

一方、一次の下請業者に限らず全ての下請負人は、自らが請け負った建設工事の一部をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく施工体制台帳を作成する特定建設業者に、次のような事項からなる再下請負通知をしなければなりません。(様式例-2)

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

また、再下請負通知を行った者は、その下請負人に対し「その請け負った工事をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく通知しなければなりません。

これらの具体的な仕組みを図 4-1 に示します。

#### A 下請契約②の締結時

元請である A 社は、一次下請金額の総額が 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上の場合は、一次下請である B 社に「施工体制台帳作成工事である」旨を通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げます。

また、A 社は表 4-1 に示す記載事項と添付書類からなる施工体制台帳を作成します。

#### B 下請契約③の締結時

一次下請である B 社がその請け負った建設工事の一部を二次下請である C 社に請け負わせたときは、B 社は C 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、B 社は、表 4-2 に示す記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。これにより、A 社は施工体制台帳に C 社の内容を追加することになります。

#### C 下請契約④の締結時

二次下請である C 社がその請け負った建設工事の一部をさらに三次下請である D 者に請け負わせたときは、C 社は D 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、C 社は表 7-2 に示す、記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。

C 社が作成した再下請負通知書は、C 社が直接 A 社に提出しても、B 社を経由して A 社に提出してもかまいませんが、確実にかつ遅滞なく A 社の手に届くことが重要です。

これにより、A 社は施工体制台帳に D 社の内容を追加することになります。

D D 社のように、その請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせていないときは、再下請通知書の作成の義務は生じません。

#### 【施工体制台帳の修正】

下請負人は、再下請負通知書に記載されている事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更年月日を付記して元請に通知する必要があり、また、施工体制台帳を作成する特定建設業者は施工体制台帳の修正、追加を行わなければなりません。

#### 【施工体制台帳の様式】

施工体制台帳や再下請負通知書には、様式は定められていませんが、施工体制台帳は工事の施工分担(請負契約関係)がわかるように作成しなければなりません。

また、添付書類に施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項が記載されていれば、記載を省略することができます。ただし、この場合、施工体制台帳や再下請負通知書に記載すべき事項が添付書類の「どこに記載されているか」を明確にしておく必要があります。(様式例-3、様式例-4)

#### 【施工体系図の作成】

施工体制台帳を作成する特定建設業者は、作成した施工体制台帳に基づき図 4-2 のように、建設業者の名称、工事の内容、工期、監理技術者(主任技術者)の氏名(専門技術者を置く場合はその者の氏名、その者が管理をつかさどる工事の内容)を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすいところに掲げなければなりません。

施工体系図には、様式は定められていませんが、工事の施工分担がわかるようになっている必要があります。このため、図 4-2 のような樹状図のようなものが一般的ですが、関係業者数が多い等、樹状図にすることが困難な場合は、工事の施工分担がわかるような表にすることも可能です。

また、建設業者の追加・削除により、施工体系に変更があった場合は、速やかに施工体系図の変更又は追加・削除を行い、現時点における建設工事全体の施工体系がいつでも把握できるようにしなければなりません。(一般には施工体系図様式例を参考に作成する)

#### 4 施工体制台帳の内容等

- ① 施工体制台帳に記載する内容  
表 4-1 を参考に記載もれがないことを確認する。
- ② 再下請通知書に記載する内容  
表 4-2 を参考に記載もれがないことを確認する。

#### 5 施工体制台帳の提出

図 4-3 施工体制台帳等として提出すべき書類一覧

①	施工体制台帳(様式例-2)
②	下請人に関する事項(様式例-3)・・・下請人毎に作成
③	再下請通知書(様式例-4)・・・再下請人毎に添付
④	全ての下請契約書の写し、施工体制台帳作成建設工事の通知の写し(様式例-1)
⑤	施工体系図

- ・ 一次下請契約書の写し(請負代金が記載されていること)
- ・ 二次以下の下請契約書の写し(請負代金の額を除く)
- ・ 但し、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、二次以下についても、請負代金の額を明示した請負契約書の添付が義務づけられる。
- ・ 様式 1~4 は各々 A4 版とする。その他は A4 ないし、A3 版とする。

表 4-1 施工体制台帳の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社(A社)に関する事項 イ 名称、許可番号 ロ 許可を受けている建設業の種類 ハ 健康保険等の加入状況	
(2) 自社(A社)が発注者と締結した建設工事①に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日、発注者の名称、住所、請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地 {ハ 発注者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 自社(A社)が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} ホ 監理技術者の氏名、監理技術者資格、専任か否かの別 {ヘ 自社(A社)が監理技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格}	請負契約書の写し  監理技術者資格(資格者証が必要な工事の場合は資格者証の写しに限る)及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し {主任技術者資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し}

(3) 自社(A社)の下請負人B社に関する事項 イ 下請負人B社の名称、住所 {ロ 下請負人B社が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況	請負契約書の写し
(4) 自社(A社)が下請負人B社と締結した建設工事の請負契約②に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社(A社)が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人B社が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人B社が建設業者の場合は、下請負人B社の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人B社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地	
再下請負通知書一式(その添付書類を含む)	

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

表 4-2 再下請負通知の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社に関する事項 イ 名称、住所、{自社が建設業者の場合は、その許可番号}	
(2) 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称	
(3) 自社の下請負人に関する事項 イ 下請負人の名称、住所 {ロ 下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況	請負契約書の写し
(4) 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人が建設業者の場合は、下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地	
再下請負通知書一式(その添付書類を含む)	

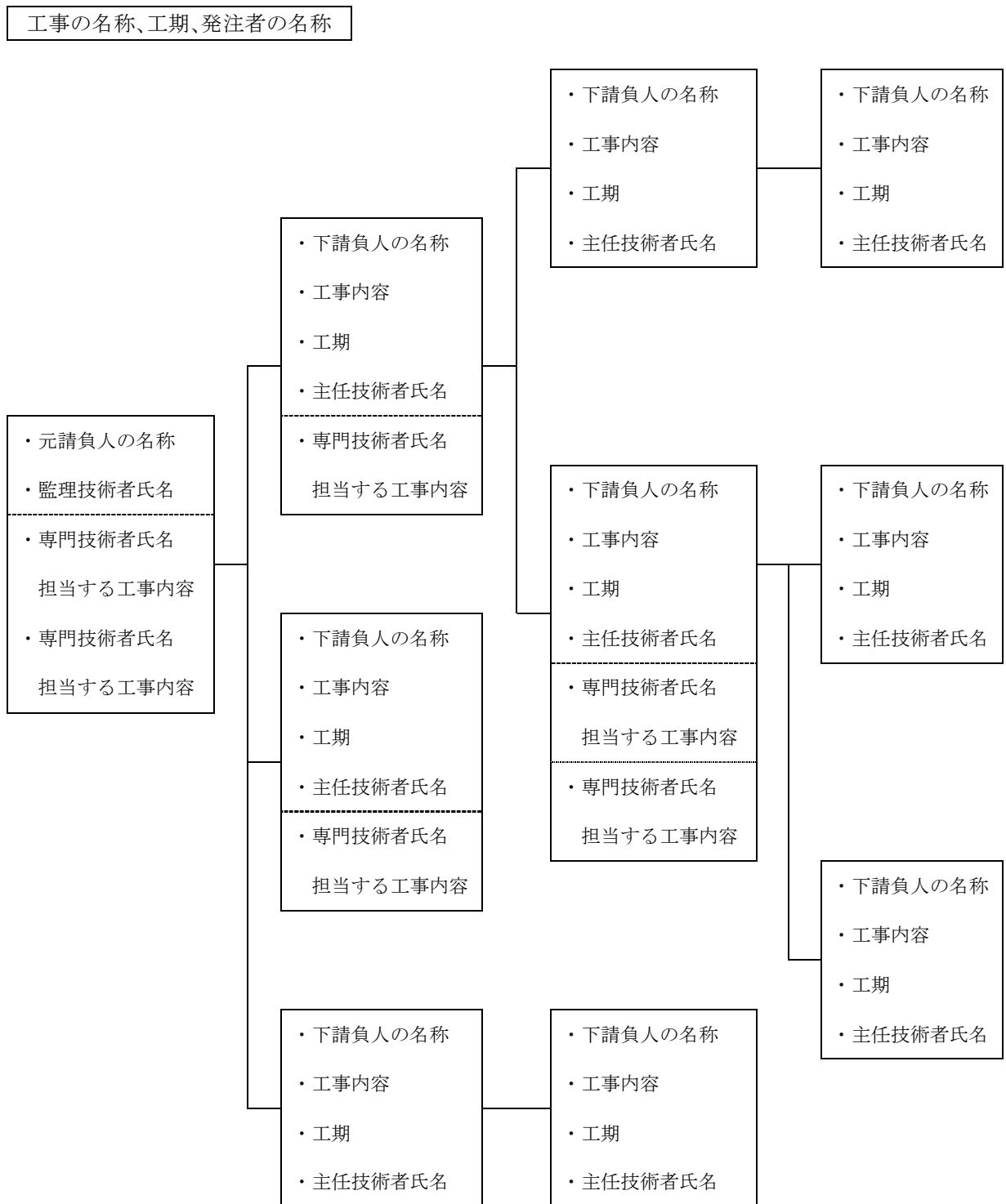
- 注 1 添付書類に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、再下請負通知書への記載が省略できる。
- 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

(参考)

請負契約書記載事項 (建設業法第 19 条) : (施工台帳に添付する書類)

1. 工事内容	代金決定の見積期間について、500 万円に満たない工事は 1 日以上、500 万円以上 5000 万円以下は 10 日以上、5000 万円以上の工事は 15 日以上設けること (建設業法施行令第 6 条)
2. 請負代金の額	
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期	
4. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをすることは、その支払の時期及び方法	支払いの現金比率が 2 割以上、労務費相当分は現金、手形期間は 120 日以内
5. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
6. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
7. 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
8. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
9. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
10. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	完成通知を受けてから、検査完了日まで 20 日以内、引渡しの申し出があつてから引渡しを受けるまで 20 日以内
11. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	渡しの申し出があつてから代金の支払いまで 50 日以内、手形期間は 120 日以内
12. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすることは、その内容	
13. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
14. 契約に関する紛争の解決方法	

図 4-2 施工体系図の記載事項





工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について（平成15年10月8日付15監技第158号 4部長2局長通知）

下請負人通知書・施工体制台帳の提出について

項目	処理方法	法令等の規定内容
<p>下請負人通知書の提出義務について</p>	<p>発注機関は、下請負人通知書の提出によって、下請負人の有無を確認し、施工体制を把握できようになることから、発注機関から直接建設工事を請け負った者（以下「元請負人」という。）は、下請金額に係わらず、下請負人通知書を提出するものとする。 なお、下請負人通知書の金額欄には、日々単価契約の場合、想定される工期の総額を記載すること。</p>	<p>○建設工事標準請負契約約款第7条 「発注者は請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。」 ○土木工事現場必携 「下請負を行う場合は、金額に係わらず原則として提出するものとする。」 「下請負人通知書は、施工計画、施工体制台帳作成以前に提出するものとする。」</p>
<p>施工体制台帳の提出義務について （下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、施工体系図を含む）</p>	<p>建設業法の規定に基づき、特定建設業者が元請負人となった場合、下請代金の総額が3,000万円（税込み）（建築一式工事の場合は4,500万円（税込み））以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成しなければならない。 また、建設業法上の作成義務に該当しない場合であっても、元請負人は、建設工事の適正な施工を確保するためには、直接の契約関係にある下請業者のみならず、当該工事の施工にあたる全ての建設業者を営む者を監督しつつ、工事全体の施工を管理することが必要であることから、建設業法に準拠して施工体制台帳を作成するものとする。 なお、この取扱いはいは元請負人が一般建設業者である場合についても同様とする。</p>	<p>○建設業法第24条の7 「特定建設業者は、発注機関から直接建設工事を請け負った場合において、請負代金の総額が政令に定める金額以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、…施工体制台帳を作成しなければならない。」 ○建設業法施行令第7条の4 「建築一式工事は4,500万円 それ以外は3,000万円」 ○建設業法第24条の7逐条解説 「作成義務のない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、本条の定めるところに準拠して施工体制台帳の作成を行うことが望ましい。」 ○土木工事現場必携 「下請負契約の金額が基準に満たない場合でも、施工体制台帳等を作成することが望ましい。」</p>

施工体制台帳上の下請負人の判断について

	処理方法	
事例	<p>施工体制台帳等の記載の有無                      〔 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、                      施工体系図、下請負人通知書を含む 〕</p>	主任（監理）技術者の配置の有無
交通整理員 ガードマン	<p>本来、警備会社との契約は建設工事の請負契約には該当しない。                      ただし、県としては、これらの業務は建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、県工事では、台帳記載、契約書写しの添付は必要と考える。                      〔 国土交通省通達（H13.3.30付）により、国土交通省直轄工事                      においては一次下請の警備会社名、現場責任者名の台帳記載                      〕を求めている。</p>	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
産業廃棄物処理業者	<p>本来、産業廃棄物処理業者との契約は建設工事の請負契約には該当しない。                      ただし、県としては、産業廃棄物処理委託も契約書の提出を義務付けていること、これらの業務は建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、県工事では、台帳記載、契約書写しの添付は必要と考える。</p>	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
ダンプ運搬 (1人親方の ダンプ運転手)	<p>①個人事業主として建設会社と契約する場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。                      ②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社との間に実質的な雇用関係（臨時雇用など）がある場合、請負契約に該当せず、台帳記載は不要。</p>	運搬を業とするため、技術者の配置不要。

施工体制台帳上の下請負人の判断について

事例	施工体制台帳の記載の有無 〔 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、 施工体系図、下請負人通知書を含む 〕	主任（監理）技術者の配置の有無
1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	建設業許可有り
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約で行っている場合でも、建設工事の請負契約に該当すると考えられる。従って、台帳記載を必要とする。	請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)
クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借上げる場合	機械と一緒にリース会社から派遣されたオペレータを建設業務につかせることは、労働者派遣事業法に抵触するので、リース契約ではなく建設工事の請負契約とすることが必要となる。従って、台帳記載を必要とする。なお、請負金額が 500 万円以上の場合には、リース会社であっても建設業の許可を必要とする。	建設業許可無し
他の建設会社から応援者を借上げる場合	応援者の調達にあたっては、労働者派遣事業法に抵触しない契約形態を選択する必要がある。 ①応援者を提供した会社と応援者を借上げた会社が請負契約を締結した場合は、台帳記載を必要とする。 ②応援者を借上げた会社が、臨時雇用するなどによって、その応援者と雇用関係にある場合は、請負契約に該当せず、台帳記載は不要。	請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)
測量・各種試験の委託契約	建設工事に該当しないため、施工体制台帳の記載は不要	請負契約ではないため、技術者の配置不要。  不要

〇〇年〇〇月〇〇日

下請負業者の皆さんへ

**【元請負業者】**

会社名 日本建設㈱

事業所名 〇〇橋工事事務所

**施工体制台帳作成建設工事の通知**

当工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、速やかに次の手続を実施してください。

なお、一度提出していただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

① 再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施工規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文書を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

② 再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、もしさらに他の者に工事を請け負わせたいときは、「再下請負通知書」を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次のとおりですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元請負者	日本建設㈱		
発注者名	長野県〇〇建設事務所長信州太郎 TEL00-0000		
工事名	平成24年度国補〇〇橋 橋梁整備工事		
監督員名 (元請負者)	建設業法第19の2第2項 の監督員を設けた場合	権限 及び 意見申出方法	左記の監督員の与えた権 限にその権限を記入する
提出先	日本建設㈱〇〇橋作業所 TEL00-0000		
現場代理人	〇〇〇〇	監理・主任技術者	〇〇〇〇

施工体制台帳様式例－2、記入例

施 工 体 制 台 帳

平成 24 年 11 月 1 日 (提出日)

[会社名] 日本建設(株)

[事業所名] ○○橋工事事務所

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土木工事業	大臣 特定 知事 一般	第○○○号 平成○○年○月○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

工事名称及び工事内容	平成 24 年度国補橋梁整備工事 ○○橋下部工事橋台 2 基橋脚 1 基		
発注者及び住所	〒380-8570 長野市長野 1-1-1 長野県○○建設事務所長 信州一郎		
工期	自平成 24 年 10 月 2 日 至平成 25 年 3 月 30 日	契約日	平成 24 年 10 月 2 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	日本建設(株)	長野市長野 0-0-0
	下請契約	〃 長野営業所	長野市長野 10-10-10

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	日本建設(株)	○○○○○	○○○○○	○○○○○	
下請契約	〃 長野営業所	○○○○○	○○○○○	○○○○○			

発注者の監督員名	○○建設事務所 主任 信州太郎	権限及び意見申出方法	請負契約第 9 条記載のとおり
----------	--------------------	------------	-----------------

監督員名	日本建設長野営業所 主任 長野一郎	権限及び意見申出方法	下請負契約第○条記載のとおり
現場代理人	長野二郎	権限及び意見申出方法	請負契約書第 10 条記載のとおり
監理・主任技術者名	専任 非専任 長野三郎	資格内容	建設業「技術検定」 1 級土木施工管理技士
専門技術者名		専門技術者	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		工事内容	

- (記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木一式・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

施工体制台帳様式例－3、記入例

《下請負人に関する事項》

※下請負人毎に元請人が作成する

会社名	松本建設㈱	代表者名	松本一郎
住所 電話番号	〒380 松本市松本 1-1-1 (Tel0000-00-0000)		
工事名称 及び 工事内容	〇〇橋下部工事(コンクリート工、型枠工、足場工)		
工期	自 平成 24 年 11 月 10 日 至 平成 25 年 3 月 5 日	契約日	平成 24 年 10 月 20 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可	(更新)年月日
	とび・土工工事業	大臣 特定 第〇〇〇号 知事 一般		平成〇年〇月〇日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日

健康保険等 の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		松本建設㈱	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇		

現場代理人	松本二郎
権限及び 意見申出方法	下請負契約書第〇条記載の とおり (文書による)
※主任技術者名	専任 非専任 松本三郎
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	松本二郎
安全衛生推進者名	松本二郎
雇用管理責任者名	総務部長松本四郎
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

- 主任技術者の配置状況について専任・非専任のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事をするために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

①経験年数による場合

- 1) 大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
- 2) 高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
- 3) その他

②資格等による場合

- 1) 建設業法「技術検定」
- 2) 建設業法「建築士試験」
- 3) 技術士法「技術士試験」
- 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
- 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6) 消防法「消防設備士試験」
- 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※一次下請負人毎に作成する。  
 ※二次以降の下請負人は、再下請負通知書で代えることができる。  
 ※下請負契約書の写しを添付する。

(施工体制台帳様式例－4 記入例)

《再下請通知書》

再下請負者及び再下請負業契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	松本工務店	代表者名	〇〇〇〇
-----	-------	------	------

住所 電話番号	〒380 松本市松本〇〇〇 (Tel0000-00-0000)		
工事名称 及び 工事内容	コンクリート工事		
工期	自平成12年11月10日 至平成13年3月5日	契約日	平成12年10月30日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可	(更新)年月日
	〇〇〇〇工事業	大臣 特定 知事 一般	第〇〇〇号	平成〇年〇月〇日
	〇〇〇〇工事業	大臣 特定 知事 一般	第〇〇〇号	年 月 日

健康保険 等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		松本工務店	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇		

現場代理人	松本七郎
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任 松本四郎
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	松本七郎
安全衛生推進者名	松本七郎
雇用管理責任者名	総務部長 〇〇〇〇
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

- 主任技術者の配置状況について専任・非専任のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事をするために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
 

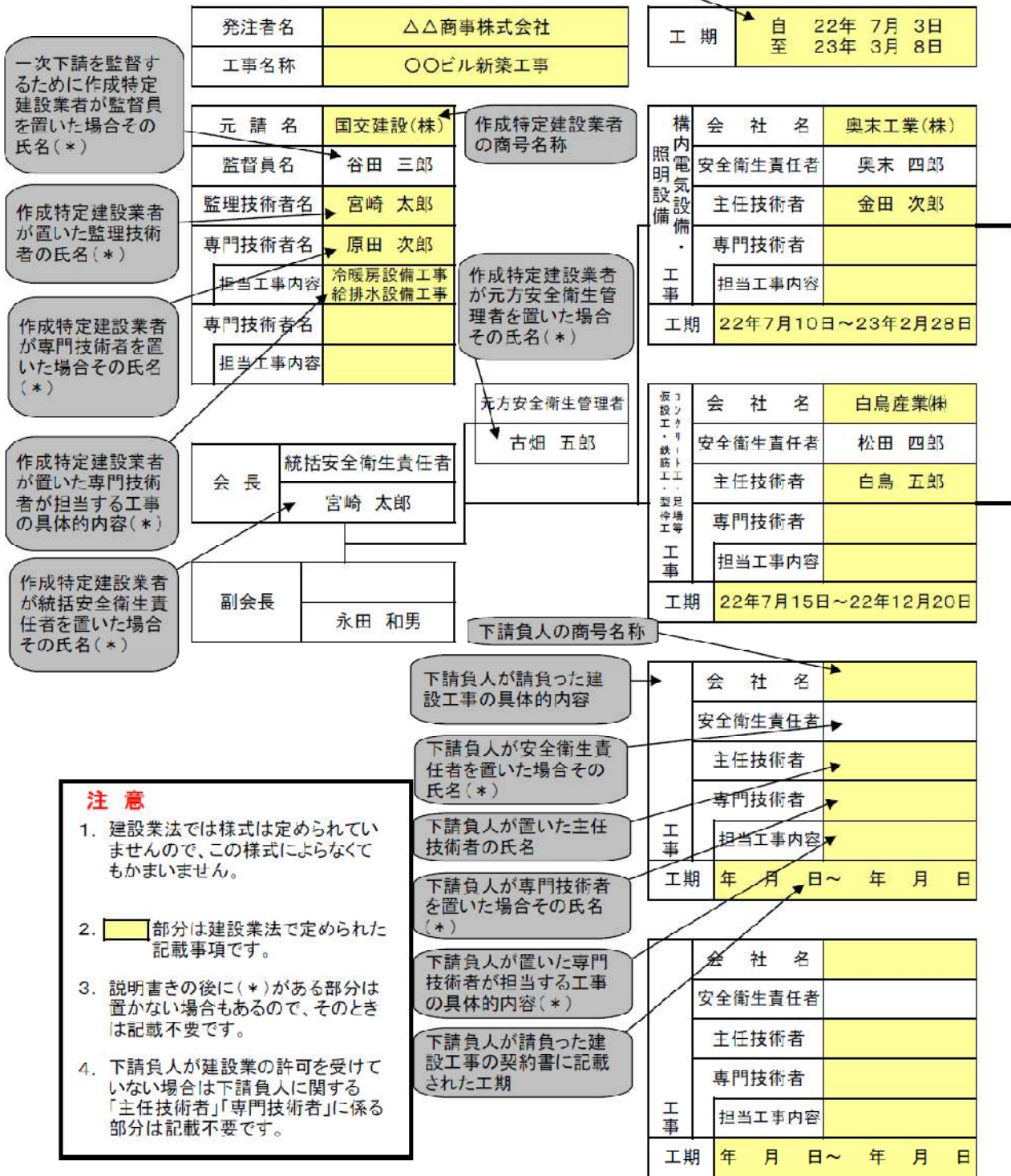
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
  - ①経験年数による場合
    - 1) 大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
    - 2) 高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
    - 3) その他
  - ②資格等による場合
    - 1) 建設業法「技術検定」
    - 2) 建設業法「建築士試験」
    - 3) 技術士法「技術士試験」
    - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
    - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
    - 6) 消防法「消防設備士試験」
    - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※下請負契約書の写しを添付する。

# 施工体系図記載例

## 工事作業所災害防止

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期





協議会 兼 施工体系図

照明設備	会社名	米倉電工(有)
	安全衛生責任者	米倉 太郎
	主任技術者	米倉 太郎
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	22年10月1日～23年1月31日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

鉄筋工	会社名	備北鉄筋工業(有)
	安全衛生責任者	田辺 一郎
	主任技術者	田辺 一郎
	専門技術者	鈴木 六助
工事	担当工事内容	
	工期	22年8月3日～22年12月8日

鉄筋設置時の重量物の搬送搬配置	会社名	江頭土木(株)
	安全衛生責任者	江頭 太郎
	主任技術者	江頭 太郎
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	22年8月10日～22年10月20日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

型枠工	会社名	荒神工務店(株)
	安全衛生責任者	荒神 次郎
	主任技術者	荒神 次郎
	専門技術者	荒神 次郎
工事	担当工事内容	
	工期	22年8月3日～22年11月30日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日～年 月 日

# 再下請負通知書記載例

〔 備北鉄筋工業(有)(再下請負通知人)が江頭土木(株)  
(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合 〕

再下請負通知書を作成又は変更した日付

平成 24年 12月 10日

## 再下請負通知書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負通知人が受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む

請負契約に係る営業所の名称を記載

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあたっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(\*)

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(\*)

再下請負通知人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印(専任が必要かどうかはP5参照)

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名

再下請負通知人が置いた主任技術者の資格を具体的に記入記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

再下請負通知人が置いた  
・安全衛生責任者(\*)  
・安全衛生推進者(\*)  
・雇用管理責任者の氏名

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名

専門技術者の資格を具体的に記入記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

専門技術者が担当する工事の具体的内容(\*)

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

直近上位注文者名 白鳥産業株

再下請負通知人の商号名称

元請名称 国交建設(株)

再下請負通知人の商号名称

報告下請負業者

住所 〒000-0000  
××県××郡××村123

会社名 備北鉄筋工業(有)

代表者名 備北 太郎

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工		
工期	自平成24年12月3日 至平成25年3月8日	契約日	平成24年12月2日
建設業の許可	施工に必要な許可業種	鉄筋 工事業	許可番号 大臣知事 特定一般 第123456号
	許可(更新)年月日		平成21年10月1日
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入の有無	加入の有無	加入の有無
事業所整理記号等	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	本社	〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
監督員名	田辺 一郎		
権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり		
現場代理人名	田辺 一郎		
主任技術者	専任	田辺 一郎	
資格内容	二級建築施工管理技士(躯体)		
安全衛生責任者名	田辺 一郎		
安全衛生推進者名	田辺 一郎		
雇用管理責任者名	備北 四郎		
※専門技術者名	鈴木 六助		
資格要件	↑		
担当工事内容	↑		

再下請負通知書の添付書類  
再下請負人通知書と再下請負人が締結した契約書の写し



再下請負人の商号名称  
再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期  
再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容  
再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負関係について次のとおり報告いたします。

会社名	江頭土木 株式会社	代表者名	江頭 華子
住所	〒 000-0000 ××県××郡△△町800		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自平成24年12月10日 至平成25年1月20日	契約日	平成24年12月9日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む ①

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第987654号	平成21年11月11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

請負契約に係る営業所の名称を記載 ②

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあたっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。 ③

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 ①	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 ② 本社	健康保険 ③ 〇〇健康保険組合	厚生年金保険 ④ 〇〇〇〇〇〇
			雇用保険 ⑤ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。 ④

現場代理人名	安全衛生責任者名	江頭 太郎
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	江頭 太郎
主任技術者	雇用管理責任者名	江頭 華子
資格内容	※専門技術者名	
	資格要件	
	担当工事内容	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印（専任が必要かどうかはP5参照）

再下請負人が置いた安全衛生責任者名（\*）

再下請負人が置いた安全衛生推進者名（\*）

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（\*）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（\*）

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（\*）

専門技術者の資格を具体的に記入（\*）記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

★主任技術者の資格を具体的に記入例）第一種電気工事士、実務経験（指定学科3年・電気通信）実務経験（10年・機械器具設置）

重要な事項として、適切な施工体制の確保に資するよう、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項として『健康保険等の加入状況』（    の部分）が追加されます。

- 注 意**
- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
  - 部分は建設業法で定められた記載事項です。
  - 説明書きの後に（\*）がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
  - 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていきますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

## 6 施工体制台帳等の保管と修正(変更)

- 1) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、常に現場に施工体制台帳を備え付け、施工体系図については工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示しなくてはならない。(適正法第 13 条第 3 項)
- 2) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、内容に変更があった場合はすみやかに次の措置をとる。
  - ① 施工体制台帳、施工体系図を修正し、発注者へ提出する。
  - ② 施工体系図は、掲示し直す。

なお、内容変更とは「変更契約」に限らず、施工体制が変更されたその都度をいう。

- 3) 当初に下請負契約の総額が 3,000 万円(建築 1 式では 4,500 万円)に満たないとして「主任技術者」の資格で施工していた工事で、下請負の総額がその額を超えた場合には、すみやかに次の措置をする。
  - ① 工事カルテの変更登録
  - ② 施工体制台帳、施工体系図の提出
  - ③ 施工体系図の掲示

## 7 発注者の施工体制の把握

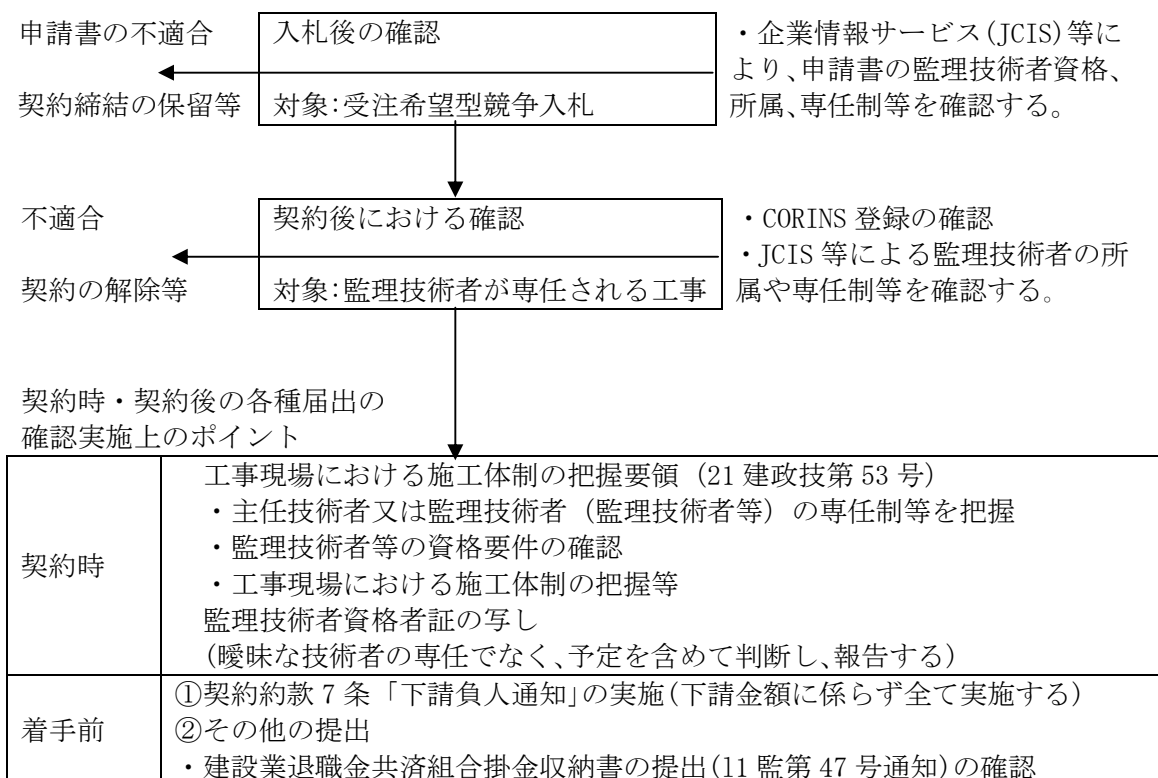
### (1) 発注者の責務

発注者は、請負者が配置した施工技術者の配置状況や工事現場の施工体制が、提出された技術者届や施工体制台帳等と合致しているかを点検しなくてはならない。(適正化法第 14 条)

施工体制台帳の内容の変更が提出された場合も同様である。

### (2) 施工体制の把握の流れ(概要)

入札後、契約後それぞれの時点で施工体制の確保について把握を行う



工事現場における確認のポイント		
着手時・変更時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事カルテの受領</li> <li>・資格者証の確認</li> <li>・施工体制台帳の提出</li> <li>・施工体系図の提出</li> </ul>	監督時(施工中) <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格者証の携帯確認</li> <li>・常駐の確認</li> <li>・施工体制の確認</li> <li>・施工体系図の提示確認</li> <li>・各種掲示物の確認</li> </ul>	工事完了時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事カルテの受領</li> <li>・取り組み結果について</li> </ul> 工事成績への反映

①以上の内容、経過は竣工検査員が再度確認する。 ②工事成績に反映する。
--

21 建政技第 53 号  
平成 21 年(2009 年)5 月 13 日

発注機関の長 様

建設部建設政策課  
技術管理室長

工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について（通知）

このことについて、建設工事入札・契約制度の改定（平成 21 年 5 月 12 日付け 21 建政技第 50 号建設部長通知）に伴い、下記のとおり改正しますので、今後の運用にあたっては、遺憾のないよう御配慮願います。

なお、今後、改正を予定している土木工事現場必携の「建設工事における技術者制度」を添付するので参考として下さい。

記

- 1 工事現場における施工体制の把握要領（以下「把握要領」という。）を別紙のとおり改正する
- 2 把握要領中、「別紙 1」の注 1）但し書及び「別紙 2」の「1 施工体制 II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 ○監理技術者（主任技術者）の専任制」欄の但し書の「別途定める価格」は、当分の間、「入札書比較価格（消費税を除く）に 75/100 を乗じた額（千円の位を四捨五入）」（予定価格が 2 億円以上の場合）とする。
- 3 本把握要領の改正は、平成 21 年 5 月 25 日以降に公告等を行う工事から適用する。

発注機関の長  
関係部（局）各課の長 様

建設部長

工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について（通知）

このことについて、建設業法施行規則の改正（平成 24 年 5 月 1 日付け国土建第 41 号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）及び下請契約における県内企業の優先採用に係る関係部長通知に伴い、工事現場における施工体制の把握要領（以下「把握要領」という。）を別添のとおり改正しましたので、今後の運用にあたりご留意願います。

記

【主な改正点】

- 1 把握要領中、(別紙－1) 表中及び(別紙－2)「施工プロセス」のチェックリストについて、以下を追加する。
  - ①「1 施工体制 I 施工体制一般 ○施工体制台帳」に健康保険、厚生年金保険、雇用保険等への加入状況の記載の確認
  - ②「1 施工体制 II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 ○下請負者の把握」に県内企業の下請採用状況の確認
  - ③「2 施工状況 I 施工管理 ○施工管理・工事材料管理」に工所用資材への県内産の使用状況の確認
- 2 把握要領中、(別紙－1)「\*1) 監理技術者等の専任を必要とする工事」について、請負者は、当初の請負金額が 2,500 万円以上（建築一式工事にあっては 5,000 万円以上）の工事において「監理技術者等」を専任で置くだけでなく、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様であることを追加する。
- 3 改正した把握要領は、平成 24 年 11 月 1 日以降に締結した請負契約(当初)に係る建設工事から適用する。

(別紙)

平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 48 号  
土木部長、農政部長、林務部長、住宅部長通知  
最終改正 平成 24 年 10 月 25 日付け 24 建政技第 234 号

## 工事現場における施工体制の把握要領

### 1 趣旨

工事の品質確保、安全確保ならびに建設産業の健全な発展のためには、適切な 施工体制の下で工事が実施されることが必要である。

また、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）の専任制等の把握の徹底を図るほか、不適切な事例への対応を統一的に実施することが必要である。平成 13 年 4 月 1 日の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入札・適正化法）の施行に伴い、施工体制台帳提出の義務づけ、発注者による施工体制の確認などが明記され、平成 24 年 11 月 1 日からは、建設業法施行規則の改正に伴い、施工体制台帳等の記載事項へ健康保険等の加入状況が追加されることとなった。

さらに、元請企業が下請指導をする際、協力会社組織等の安定的な下請関係によることが望ましいこと、また県内建設業者の社会保険、福祉の充実とさらなる地域経済の活性化を図るため、長野県は元請企業に対し、下請契約における県内企業の優先的な採用を求めることとした。

以上を踏まえて、今後の工事現場における適切な施工体制の確保のため、入札 及び契約過程や監督業務において実施すべき把握項目や対応方法を次のとおり 定める。

なお、この要領は適宜見直すことができる。

### 2 工事現場における施工体制の把握について

#### (1) 入札前及び入札後・契約前における監理技術者等の資格要件の確認

- ① 対象工事は、一般競争入札、公募型指名競争入札、受注希望型競争入札の 案件とする。
- ② 確認方法は、長野県建設工事技術者データベース、工事实績情報サービス「CORINS(コリンズ)」等により行う。
- ③ 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の保持等とする。なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－ 1 のとおりとする。
- ④ 監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- ⑤ 把握結果は、別紙－ 2 に記載する。

#### (2) 契約後及び工事現場における施工体制の把握等

- ① 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の提示、コリンズ登録、施工体制台帳等の提出、施工体系図等の掲示などとする。なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－ 1 のとおりとする。
- ② 把握結果は、別紙－ 2 に記載する。

#### (3) 施工体制台帳等の記載

記載内容は『社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに関する Q & A』（URL：<http://www.mlit.go.jp/common/000225414.pdf>）を参考とする。

なお、一人親方等との下請負契約の締結がある場合は、雇用保険を労災保険特別加入と読みかえ、下表※の記載について確認する。



健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険 ※ 労災保険特別加入		
		□□□□	—	—	○○○○○○		

※ 労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度で、元請負業者が一括加入すると下請負業者へも適用されます。なお、労働者でないことから通常の労災保険が適用されない「中小事業の事業主」や「一人親方」などは、自ら労災保険に特別加入する（『労災保険特別加入制度』）ことにより、労災補償を受けることができます。

#### 4 施工体制の把握に関する法令等

##### (1) 建設業法、同法施行規則

##### (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同法施行令

##### (3) 「不良不適格業者排除対策について」

(平成 11 年 1 月 27 日付け 10 監第 388 号土木部長通知)

(平成 10 年 12 月 25 日付け建設省建設経済局長ほか通知)

##### (4) 「施工体制台帳等活用マニュアル」

(平成 15 年 11 月 7 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

(平成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局建設業課長改正通知)

(平成 24 年 7 月 4 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)

##### (5) 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」

(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省大臣官房地方課長ほか通知)

##### (6) 「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」

(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)

(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局長通知)

##### (7) 「施工体制台帳の作成等について」

(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)

(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

(平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)

##### (8) 「監理技術者制度運用マニュアル」

(平成 16 年 3 月 1 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

##### (9) 工事共通仕様書等

##### (10) 労働者災害補償保険法施行規則

##### (11) 建設業退職金共済制度の普及徹底について

(平成 11 年 4 月 13 日付け 11 監第 47 号土木部長通知)

#### 附 則

本要領は、平成 24 年 11 月 1 日以降に締結した請負契約(当初)に係る建設工事から適用する。

(別紙-1) 工事現場における施工体制把握事項等

対 象	確認時点	把握内容および方法	
一般競争入札、公募型指名競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	申請書提出時	申請書記載の監理技術者等の資格の確認 所属と雇用関係 *5)の確認	監理技術者資格者証、技術検定合格証明書、健康保険証及び市町村民税特別徴収税額通知書 等
	入札後・契約前 契約時		
受注希望型競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	入札後・契約前	専任制の確認 *1)	データベース等 *3)
	契約時		
工事現場毎の施工体制の確認	着手前	資格の確認 同一性の確認	資格者証等の提示 身分証明書、運転免許証等で確認
		コリンズ登録(工事カルテ*2) 受領書の写し)の確認	工事カルテ受領書の提出 内容の確認
		施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	提出の確認 提出内容の確認(保険等加入状況) 一次下請契約書の写添付 再下請通知書の写添付
		県内企業の下請採用状況の確認	県外企業の採用があった場合は、 報告書を提出
	工事施工中 (現場監督時)	常駐状況の確認 同一性の確認	現場に常駐しているか 同一人であるか
		施工体系図の掲示	現場や公衆の見やすい箇所に掲示されているか
		施工体制台帳の内容 (備え付け状況を含む)	提出内容と相違ないか (下請状況を含む)
	内容変更時点 *4)	コリンズ登録	上記に同じ
		施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	上記に同じ
	その他(各現場で 1回実施)	建設業の許可証	許可証の標識の確認
		建設退職金共済制度 労災保険に関する掲示	建退共加入シールの確認 労災保険関係項目の掲示

※点検にあたっては、「施工体制台帳等活用マニュアル」に記載されたチェックポイントを参考とする。

\*1) 監理技術者等の専任を必要とする工事

請負者は、請負金額が2,500万円以上(建築一式工事にあつては5,000万円以上)の工事においては「監理技術者等」を専任で置く必要がある。また、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様である。

さらに、予定価格がWTO適用基準額以上の建設工事であつて別途定める価格未満で落札した場合等は、配置技術者の増員を求めることとなっている。具体的には、主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)1名を別に専任でおくこととなっている。

また、総額が3,000万円以上(建築一式工事にあつては4,500万円以上)の下請け契約を行う工事においては、「主任技術者」にかえて、「監理技術者」を専任で置くことが義務づけられている。

\*2) 工事カルテ

JACICが行う工事实績情報サービス(CORINS)への登録をした場合に発行される受領書。(仕様書により、下請の有無に関係なく、請負額が5百万円以上の工事は提出が義務づけられている。)

\*3) データベース等

- 工事实績情報サービス「CORINS(コリンズ)」:(一財)日本建設情報総合センター(JACIC:ジャシック)が公益法人という立場で、各発注機関へ情報提供を行うデータベース。監理技術者の資格者や重複等を確認できる。

\*4) 内容変更時点とは

契約変更時に限らず、現場の体制を変更した場合も含む。

\*5) 雇用関係とは

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

(H23改正)									
<b>「施工プロセス」のチェックリスト</b>									
(工事現場における施工体制の把握要領 別紙-2)									
1. 工事名					工事				
2. 工期					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
3. 施工業者									
4. 請負金額					円				

発注者名	
しゅん工検査員	
総括監督員	
主任監督員	
監督員	

① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。  
 ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項又は正状況等を記入する。  
 ③ 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。

細 考 査 項 目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備考 (指示事項及びその是正)		
			着手前	施工中						完成時	
1 I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	・契約締結の5日以内に、契約工程表が提出された。(契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	(仕)1編1-1-5	
	○コリンズへの登録	・事前に監督員等の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成・訂正時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	(仕)1編1-1-7 コリンズにより確認 登録日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 完了日 年 月 日	
	○品質証明 ※品質証明対象工事 (土木工事共通仕様書1-1-24)に該当しない場合は削除	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査の前等)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質証明実施時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○建設業退職金共済制度等	・掛金取納書又は書面を契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	請負額800万円以上の工事が該当する建設業退職金共済制度について(平成11年令第47号)
		・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。(施工時1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・建設業退職金共済証書の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	建設業退職金共済制度について(平成11年令第47号)
	○請負代金内訳書 <small>※約款に規定がない場合は削除</small>	・契約締結後5日以内に、所定の様式で提出した。(約款第3条 発注者が工事内容に照らし必要と認める時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	(仕)1編1-1-4
○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、施工体制変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	(仕)1編1-1-13 下請負人通知書、台帳と合符 施工体制台帳の提出の確認 当初 年 月 日 1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日	
	・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、施工体制変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
	・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、施工体制変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	施工体系図の提出の確認 当初 年 月 日 1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日	
	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時 1回/月程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
	・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与し、作業内容を確認している。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に下請人を含め設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	建設業法40条	
現場チェック時の所見等	施工体制一般 に関して 月 日 月 日 月 日 月 日								・一次下請負金額総額、 C= ・一次下請業者数 社 ・再下請負業者数 社		

1	II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回/月程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・現場代理人は、監督員等との連絡調整及び対応を画面で行っている。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○監理技術者 (主任技術者)の専任制	・資格者証の内容を確認した。(着手前)	( / ) □							監理技術者名: 資格者番号:
			・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)	( / ) □							又は、主任技術者名:
			※1 入札予定価格がWTO適用基準額以上の建設工事であって別途定める価格	( / ) □							増員する(必要な場合※2) 主任技術者名: 資格者番号:
			・低入札価格調査制度事務処理試行要領に定める調査基準価格(※1)未済で落札した場合、以下のとおり技術者を増員して配置している。	( / ) □							※2 主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)1名を別に専任
			・現場に常駐していた。(施工時 1回/月程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場技術業務委託等の場合) (施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-9		
○下請負者の把握	・下請負者が長野県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-12		
	現場チェック時の所見等	配置技術者/現場代理人・監理技術者・主任技術者 に関して 月 日 月 日 月 日									
2	I 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-3
			・現場との相違事案がある場合、その事案が確認できる資料を画面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。(着手前、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-6
			・記載内容と現場施工方法と一致している。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○施工管理・工事材料管理・出来形、品質管理・イメージアップ	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・品質確保のための対策など施工に関する工夫が確認できる。(施工時、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・日常の出来形、品質管理を適時・的確に実施している。(施工時、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また、地域等より評価されるものがある。(施工時、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・段階確認の確認時期・内容が適切である。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-22
・施工打合せ簿(施工協議書)を不足なく整理している。(完成時)							( / ) □				
○工事の着手	・工事開始日後、10日以内に工事に着手した。(着手時)	( / ) □							(仕)1編1-1-11		
○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-19		
○建設副産物及び建設廃棄物の確認	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員等に提示した。(施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-21		
	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工時、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			(仕)1編1-1-21	
	○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。(施工時 1回程度)	( / ) □								

## 8 一括下請負について

### (1) 一括下請負の禁止

#### ① 法律による全面禁止

建設業法第22条第1項では、「建設業者は、請け負った建設工事を如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」とし、同条第3項であらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は適用しないとされてきたが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「適正化法」という。）第12条の規定により、公共工事においては一括下請負は全面禁止とされている。

#### ② 一括下請負が禁止される理由は

- ・ 請負契約の当事者である当該建設業者に寄せた信頼を裏切る
- ・ 中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、施工の責任の不明確化が生じるなど

### (2) 一括下請負の認定

工事を請け負った建設業者は、工事の完成について誠実に履行することが求められ、一括下請負であるかは以下により認定されます。

（平成13年5月1日13監第68号通知「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底について」参考）

#### ① 実質的に関与している場合を除き、一括下請負に該当する場合

- ・ 請け負った工事の全部又は、その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ・ 請け負った工事の一部分であっても、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

#### ② 実質的に関与とは

元請負人が自ら総合的に企画、調整、指導などを行うことをさす。

（施工計画の企画、策定や工程、安全、品質などの施工管理の実施、下請負人に対する指導や施工調整、地元などの対外調整などを行うことをさし、単に技術者を置くだけでは該当しない）

#### ③ 認定の実施

- ・ 請け負った建設工事1件ごとに行い、1件の範囲は契約単位とする。
- ・ 下請業者間にも適用される。

### (3) 一括下請負禁止違反に対する監督処分

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等により厳正に対処することとなり、再発防止を図る観点から、営業停止処分等が行われます。

## ○施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(通知)

平成 13 年 5 月 1 日 13 監第 68 号  
土木部長通知 発注期間の長あて

施工体制の適正化等については、かねてからその徹底をお願いしているところですが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)の施行及び「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日省令第 76 号)による施行体制台帳の拡充に伴い、国土交通省総合政策局長及び同局建設業課長から別添写のとおり通知がありました。

つきましては、これらの通知の趣旨を踏まえ、施行体制台帳の活用等により、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等について、適切な対応をお願いします。

なお、市町村長及び建設業者団体の長には別途通知しましたので申し添えます。

(参考)

国総建第 80 号  
平成 13 年 3 月 30 日

都道府県知事殿

国土交通省総合政策局長

### 施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に務めてきたところですが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところであります。

ついては、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるとともに、貴都道府県内の市区町村当為に対しても、その旨周知方お願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、併せて周知、指導方お願いします。

### 記

- 1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施行体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
- 2 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足る事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
- 3 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。

また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公

開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条の不開示情報(同条第 2 号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。

- 4 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用に当たっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
- 5 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。
- 6 一括請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負を行った建設業者については、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外するものとする。

[別添]

#### 一括下請負の禁止について

##### 1 一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考)建設業法

- 第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
  - 3 前 2 項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、発注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。
- (3) このため、建設業法第 22 条は、事前に発注者の書面による承諾を得た場合を除き、如何なる方法をもってするを問わず、建設業者が発注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第 1 項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第 2 項)を禁止しています。  
また、民間工事については事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが(同条第 3 項)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)については建設業法第 22 条 3 項は適用されず、全面的に禁止されています。  
同条第 1 項の「如何なる方法をもってするを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは

他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

## 1 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用(資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

なお、公共工事の発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる



場合

- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

3 一括下請負に対する発注者の承諾

元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

4 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該工事の発注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する道府県知事に対しその事実を通知することとされ建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお一括下請負を行った建設業者は当該工事を実質的に行っていると認められないため経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含む一とは認められません。

(参考)

○一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています、この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。三月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事を取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえ、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけでなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請負禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督システムを正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足る特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。

本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行かせた場合、別々の子会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q10 実質的に「関与」しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整・指揮監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った経験の有無も判断の際の参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

Q11 実質的に「関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者又は監理技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括請負に該当する可能性が高いと言えます。